住所　さいたま市浦和区本太１丁目13番６号
権頭久　昭和59年12月８日生
住所　名古屋市港区小賀須３丁目1626番地
金㠀己　昭和54年４月12日生
住所　愛知県安城市今池町３丁目２番35号
鄭正和　昭和50年10月21日生
住所　愛知県豊田市京町２丁目８番地２
李栄貴　昭和49年９月25日生
李栄治　昭和51年８月18日生
住所　愛知県豊橋市つつじが丘１丁目８番地５
金周謙　昭和47年４月13日生
住所　名古屋市中川区馬手町２丁目104番地５
朴俊勝　昭和49年４月29日生
朴美佐江　昭和52年１月５日生

○文部科学省告示第二十七号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の１部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年二月二十八日　文部科学大臣　平野　博文

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一の一の㈡中「第六十八条」を「第百三条」に改める。

第一の一の㈢中「大学等の種類」を「大学等（独立大学院大学を除く。）の種類」に改める。

別表第一の一の㈠の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四九七	一、〇一四	六七二	一二、四二一（九、九一七）	三、五三二（一、八五一）

別表第一の一の㈠の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	三五	七〇二	一三八	六、六九二（四、九八三）	一、七六七（六四六）

別表第一の一の㈠の表中合計の項を次のように改める。

合計	五三二	一、七一六	八一〇	一九、一一三（一四、九〇〇）	五、二九九（二、四九七）

別表第一の一の㈡の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	七四五	一、三六一	九八二	一四、三八九（一一、一九三）	三、八七五（一、九一四）

別表第一の一の㈡の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	六八	一、四〇三	二七三	八、九六六（六、四〇八）	二、四〇一（六四六）

別表第一の一の㈡の表中合計の項を次のように改める。

合計	八一三	二、七六四	一、二五五	二三、三五五（一七、六〇一）	六、二七六（二、五六〇）

住所　福岡県京都郡苅田町幸町６番地87
李春禄　昭和32年１月24日生
李和也　平成３年１月４日生
李卓幸　平成６年３月16日生
李佳奈　平成７年11月２日生
李沙樹　平成４年10月10日生
李麻矢　平成20年５月25日生
住所　奈良県北葛城郡王寺町本町２丁目７番56―303号
姜健保　昭和48年10月16日生
住所　新潟県上越市大字富岡650番地
朴鐘稔　昭和48年１月25日生
住所　川崎市麻生区万福寺５丁目13番６号
徐由紀　昭和51年８月24日生

○文部科学省告示第二十八号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年二月二十八日　文部科学大臣　平野　博文

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一の一の㈡中「第六十八条」を「第百三条」に改める。

第一の一の㈨中「大学等の種類」を「大学等（独立大学院大学を除く。）の種類」に改める。

別表第一の一の㈠の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	一四一	一、一六五	三一二	二六六	

別表第一の一の㈠の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	一〇	一一一	一一	四一	

別表第一の一の㈠の表中合計の項を次のように改める。

合計	一一五一	五三六	三一八	三〇八	

別表第一の一の㈠の備考中「第１号の」を「第一号の」に改める。

別表第一の一の㈡の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	一、八六	四〇六	三一一		

別表第一の一の㈡の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	一一	四一一	八一		

別表第一の一の㈡の表中合計の項を次のように改める。

合計	三〇七	八一八	四〇三		

別表第一の三の表中施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四九七	六四五			

別表第一の三の表中設備の整備に要する経費の項を次のように改める。

設備の整備に要する経費	二六一	五二〇			

別表第一の三の表中合計の項を次のように改める。

合計	七五八	一、一六五			

別表第二の表中人件費の項を次のように改める。

人件費	教員数×八、六〇〇＋職員数×六、一〇〇				

附　則

この告示は、平成二十四年三月一日から施行する。